

令和5年度第3回 さいたま市廃棄物減量等推進審議会

# 議 事 録

日時 | 令和5年11月14日(火)

10:00~11:30

会場 | 本庁舎別館2階 第6委員会室

# 令和5年度第3回さいたま市廃棄物減量等推進審議会 議事録

## 1. 日時

令和5年11月14日(火) 10時00分開会 ～ 11時30分閉会

## 2. 場所

本庁舎別館2階 第6委員会室

## 3. 出席者 (敬称略)

### ■ 出席委員

鬼沢 良子 磐田 朋子 川本 健 永田 信雄 清川 静香 内田 宜宏  
大前 万寿美 村井 辰太郎 赤松 真一

### ■ 欠席委員

小林 敦 吉田 正信 田口 ゆり子 山崎 蓉子 小池 佑弥 野代 幸一

### ■ 事務局

[環境局]

環境局長

[資源循環推進部]

資源循環推進部長 資源循環政策課長 廃棄物対策課長 外3名

[施設部]

施設部長 環境施設管理課長 環境施設整備課長

## 4. 次第

### ■ 開会

### ■ 議事

報告事項

- (1) さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部改正（非常災害に係る特例）
- (2) 廃棄自転車の国内循環型リユースモデル構築実証事業
- (3) 市職員向け衣類回収

審議事項

- (1) プラスチック一部先行資源化回収について
  - (2) 資源物1類の排出袋について
  - (3) 事業系木くずのリサイクル推進について
  - (4) 家庭系ごみの指定袋制度の導入について
  - (5) 事業系びん・かんの市施設受入れ停止について
- その他
- (1) 今後の予定

## 5. 議事録

### ■ 開会

人事異動による委員の交代があり、村井委員が新たに委嘱された。

### ■ 答申書（案）審議

（議事に先立ち、令和5年度第1回審議会で諮問した、「さいたま市家庭系ごみの直接搬入のあり方について」に対する答申書（案）の審議が行われた。意見なしであったため、案文通りの答申書を審議会の最後に市に提出することとなった。）

### ■ 議事 報告事項

鬼沢会長：本日は報告事項3件、審議事項5件となっております。まずは報告事項について、一括して事務局からご報告をお願いします。

（事務局から、資料「廃棄物減量施策と家庭系ごみの直接搬入のあり方について」のうち、報告事項に関する説明が行われた。）

#### 発言内容

鬼沢会長：この自転車の実証事業は今後本格的に進めるとなった場合も500円で買い取っていただけるのですか。

事務局：本格的にやるとなりますと1者随意契約はなかなか難しいので、入札等を経て、500円前後になるかなと思います。

清川委員：自転車の回収が10月で1,168台回収があって、44台が販売されているところで、全てがリユース販売できるとは思わないのですけれども、どのくらいの割合でリユースされているのか。

事務局：販売台数については伺っておりません。ただ、国内に販売店が6店舗あり、今後はオンラインでも販売していくとのことですので。年間で何台売れるかについても伺っておりません。

清川委員：リユースされないものに関しては金属くずになるのですか。

事務局：整備したものに関しては国内販売するというので、リユースされないものも在庫として持っているのが多いと思います。

## ■ 議事 審議事項

(事務局から、資料「廃棄物減量施策と家庭系ごみの直接搬入のあり方について」のうち、「プラスチック一部先行資源化回収について」に関する説明が行われた。)

鬼 沢 会 長：先行して計画よりも早めて一部始めるということですが、いかがでしょうか。その他の容器包装プラスチックを回収していこうということなんですけれども。

大 前 委 員：資料の14ページでデメリットが書かれていて、私自身は他市でプラスチックは全部燃やせるところに居住しています。回収のルートを引くごとに全部予算がかかるということと、やはり焼却炉のエネルギー不足になることが懸念されて、燃やされています。さいたまエコ・リサイクル連絡会では、プラスチック系のごみを減らすと同時に、生ごみの水分をセットで減らすことでごみを減らしていきましょうという提言させていただいておりますので、この回収を進められることは、発電量のこともあるのでそのバランスがあると思うのですが、同時に生ごみの水分、もしくは生ごみ全部を何らかのエネルギー化やたい肥化するような努力と一緒に市民に伝えていくというようなことをされるとても有効だと思いますので、よろしくお願いします。

事 務 局：生ごみの水切りは本当に大事だと思っておりますので、今後も併せて周知を行っていきたい。また、生ごみ処理機の補助も行っておりますのでこちらの周知も行って参りたいと思います。

村 井 委 員：デメリットの所ですが、確かに理論上はカロリーが減るというのはおっしゃる通りなのですが、他の自治体の焼却施設の方のお話を聞くと、モデル事業を実施して回収を始めたけれど、そこまで影響は出ていないというような意見も聞いておまして、当然それは施設だとかそういうところによりますので、実際この推計がどうなったかというのは今後経緯を見ていただいたうえで、比較いただければと思います。

鬼 沢 会 長：やはりプラスチックを燃やすとCO<sub>2</sub>が発生するので、ゼロカーボンシティを謳っているさいたま市としては、なるべくプラスチックを資源化していきたいというのがありますので、大きく変わるところでの市民への周知がすごく大切だと思いますので、そのあたりを一緒に周知していただけたらと思います。

(事務局から、資料「廃棄物減量施策と家庭系ごみの直接搬入のあり方について」のうち、「資源物1類の排出袋について」に関する説明が行われた。)

鬼 沢 会 長：透明袋の捉え方がもしかしたら市民によっていろいろあるかもしれないの

で。でも中身が見えるものということですよ。危険を回避するという意味で。

清川委員：令和6年10月から透明袋にするということで、それ以降はもし透明袋でなかったら回収されないとかそういった対応はされるのですか。

事務局：令和6年度から先行して実施しますが、計画に無かったことですので、令和6年度いっぱい是一年間周知を強化していきたいと思っております。10月から試行的にやっていくということで、現状ですとごみの分別が不徹底だったり、袋が違ったりした場合は、収集作業員が赤紙を貼って、その袋は収集しないことになっているのですが、令和6年度いっぱい透明でも半透明でも持って行く。本格的な実施は令和7年度からで、半透明で出された場合は赤紙を貼って収集所にそのまま置かせていただければと思います。

事務局：リチウムイオンバッテリーの火災というのが、皆様実感としてなかなか無いかと思うのですけれども、廃棄物を処理している市町村の中では非常に大きな課題として取り上げられていまして、パッカー車が燃えている写真がございまして、このように至らない形でも日々このリチウムイオンバッテリーの混入による発火事故が多発しておりまして、全国の自治体から環境省や経済産業省に製品製造等のところからリチウムイオンバッテリーの扱いについて要望させていただいたりしているところなのですけれども、なかなか進まない点もありまして、このような透明袋というもので少しでも事故を防ぎたいということで、前倒しと新たな戦略として挙げさせていただいたところがございますので、まだ全国的には手をこまねいているような段階だと思うのですけれども、本市の方でこのような定義づけをさせていただいて、まずはやってみようというところで実施したいと思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

事務局：リチウムイオンバッテリーの発火件数については、施設によって若干変動があるので、具体的な数字は持っていないのですが、今年の4月に桜環境センターの破碎施設でも爆破を伴った発火があり、施設での処理が一時滞ったりとか、そういった状態もございます。他センターにおいてでも処理の過程で発火したものが、通常残渣という形でもえるごみの方に入っていくってですね、火が付いた状態で焼却炉の中に入れてしまう事象が結構ございますので、こういった施策は有効なので、ご協力いただきたいと思いますと考えております。

鬼沢会長：環境省の調べでは年間に5千件以上の発火・発煙トラブルがあるとしていて、すごい数ですよ。一旦発火してしまうと、そのあとの修復がものすごくお金が掛かったり、ごみの搬入ができなかったり大変なことになるのでこれは本当に急がなければいけない問題なのですけれども。消費者の側からするとそんなに大きな問題になると思ってなくて出しているというのが現実ではないかなと思うので、すごく大変な問題なので、早急に色々な対策をしていかなければ

ばならないということで、令和 6 年度の 10 月から透明袋で中身が見える段階でなるべく取り除くということをさいたま市はやっていくということです。

川本委員：携帯の充電のバッテリーはここ 1 年各航空会社もかなり厳しくなっていて、前まではスルーしていたものも確実に止められますね。容器包装プラスチックみたいなスーパーなどでの回収はうまく進んで定着しているかなと思うのですが、家電量販店もさいたま市内にかなり多くございますので、そういったところにスマホだけではなくて、リチウムイオンバッテリー回収ボックスみたいなものがあると、市民の皆様も気楽に、あそこに持っていけばいいやという方向に繋がっていくのかなと感じました。

鬼沢会長：JBRC が缶を一応設置しているのですが、消費者が見えるところに置いていない。なんでも入ってしまうと困るので。

川本委員：そのあたりをうまく連携というか協力していただいてもいいのではないかと思います。

(事務局から、資料「廃棄物減量施策と家庭系ごみの直接搬入のあり方について」のうち、「事業系木くずのリサイクル推進について」に関する説明が行われた。)

鬼沢会長：すでにこの 3 事業者と話し合いは進んでいるのですか。

事務局：今年の初めあたりから処理量と受け入れ可能かどうかというのを何回か話をさせていただいて、今まで刈草類は市内 1 施設でしか受入ができませんでした。今年 8 月末にもう 1 者受入れてくれるようになりましたので、こちらの事業も令和 6 年度から進めたいという考えになりました。

(事務局から、資料「廃棄物減量施策と家庭系ごみの直接搬入のあり方について」のうち、「家庭系ごみの指定袋制度の導入について」に関する説明が行われた。)

鬼沢会長：これまでの審議会では課題になっていなくて、今回初めてなのですが、家庭系ごみ袋の指定制度を導入したいというご提案ですけれども、ただいまご説明いただいた内容に何かご意見・ご質問ありましたらお願いします。細かいことは今後詰めていくということで、スケジュールの所を見ていただきますと、令和 6 年度・7 年度でかなり詰めていかなければいけない状況になっていますが、指定袋にしたいというご提案についてはいかがでしょうか。

川本委員：50 万人以上の自治体では指定袋を導入している所が少ないのはどういった理由なのでしょう。

事務局：大規模な所は焼却設備が整っていたりしますが、小さい自治体ですと焼却炉自体の燃やす能力が少ないというところは聞いておまして、昨年鹿児島県の志布志市を視察した時は 28 種類の分別をしておりましたが、なぜかという

と、焼却炉自体がない。燃やすこと自体ができないということで、全部を細かく分別したということです。

川本委員：たいてい30万人くらいの自治体でしたら焼却施設を持っているんですけどね。

鬼沢会長：政令指定都市で指定袋にしているのって少ないですよ。近隣では千葉市ぐらいで。

川本委員：全国のほとんどの自治体が、ごみ袋を分けているので、皆さんもそろそろ慣れているのではないのでしょうか。さいたま市は地方からの流入が多いので。さいたま市が分けていないのにはびっくりしたんですけれどね。

事務局：参考といたしまして、人口50万人以上の都市の導入率が少なく、全国的には導入率が83パーセントあるのですが、政令市で指定袋を導入しているのが13市、関東では千葉市です。このうち9自治体が有料化で、4自治体がいま申し上げたような指定袋を導入している。西の方が有料化をしている所が多い。5万人未満の自治体の導入率が高い。全国に約1,700自治体あるのですが、原因で考えられるのは、例えば人口の少ないところは3市1町で工場を持っているとかそういったケースが多く、収集するところから運ぶのがとても遠いということもあるので、分別を徹底しなければいけない。最終処分の問題もあるということで、指定袋かつ有料化が多いと思われま。

鬼沢会長：指定袋を導入してごみが減らなかったら次は有料化というのを考えているということなんですが、指定袋にすると、そこに入る量をなるべく少なくして、週2回出していたのを週1回にしようという意識は働きますよね。徹底的に分別するとか。そういったことも考えてごみの減量で指定袋を今後検討していきたいということですが、よろしいでしょうか。どちらかというといくらくらいですよ。もっと全国でも進めていくべきではないかなと思います。

磐田委員：指定袋を検討される際には、袋に書いてある内容って唯一のごみを排出する側にとって最後の分別のチャンスなので、プラスチックごみはこっちにやってリサイクルに回してほしいとか、あとは乾電池は入れないでほしいとか、有効なメッセージを併せて表示する形で、意識付けをする手段として利用されると結構かなと思いました。

(事務局から、資料「廃棄物減量施策と家庭系ごみの直接搬入のあり方について」のうち、「事業系びん・かんの市施設受入れ停止について」に関する説明が行われた。)

赤松委員：飲料用びん・かんはどこから排出されるものを想定しているのでしょうか。

事務局：こちらのびん・かんはいわゆる事務所から出てくるもので、家庭系は一切含まれていないということです。

赤松委員：例えばスーパーで拠点回収していると思うのですが、そういうものはど

っちに入るでしょうか。

事務局：事業者のびんですと 374.55 トン。この中に大口の酒屋とかそういう所からの搬入もありまして、明らかに従業員が飲んだものからは大きく外れていて、本来なら産業廃棄物として処理するものも相当数入っている。ただ、それを区分することができないので、一律事業系の飲料用のびん・かんについては産業廃棄物として適正に処理してくださいという周知をするという考えでございます。

清川委員：これまではびん・かん以外についてはペットボトルはすでに産業廃棄物として出してくださいというようにやるようにしているということですか。

事務局：ペットボトルについては事業系の資源物としての受入はしていません。

清川委員：さいたま市内にある事業所の皆さんはすべて産業廃棄物として排出していたということですか。

事務局：事業系としては出されていない。事業者が出すペットボトルについては、きちんと分別されたものについては、市内で買い取りをする民間事業者がいくつか存在していますので、排出事業者のほうで市の清掃センターに持っていく可燃ごみとは別に分別して運搬業者等に引き渡しているケースはかなりあるかと思えます。そういった場合については運搬する許可業者はペットボトルを市の清掃センターでは下ろさずに、別に民間の引き取りをいただいている業者のほうに車を回して引き取ってもらうというような流れが最近は多くなっているというふうに認識しております。

鬼沢会長：本来有料で買い取っていただけるんだったらみんなそういうふうにするのでしょけど、有料ではなくてお金を払って持って行って行かなければならないとなると途端に市の施設に持ってきたりとかが増えるので、そこは一切受入れないで処理をしてくださいということに今後していくということですよ。

清川委員：産廃の契約となるとちょっと大変かなと思いました。

鬼沢会長：そのあたりが一番のクリアしなければいけないところかなと思うので、変更に伴って 10 月までの間、担当の方が色々事業者とのやり取りが増えるかと思えますが、結果的に市の施設を利用しないで、家庭系のものだけを市の施設で処理をしていくということだと思います。

## ■ その他 今後の予定

(事務局から、資料「さいたま市の廃棄物の現状と家庭系ごみの直接搬入のあり方について」のうち、「今後の予定」に関する説明が行われた。)

(答申書の受領を鬼沢会長から環境局長に対し行った。)

閉会